

## 平成30年第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成30年2月22日（木）14時00分から14時30分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、  
城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 吉田法稔、理事 松尾圭子、総務部長 辰田一郎、  
教育企画部長 木原茂、教育振興部長 原田靖、総務課長 日高公德、  
財務課長 山口洋志、企画調整課長 高田裕康、社会教育課長 谷本理佐、  
教職員課長 平川真一、施設課長 松永一雄、高校教育課長 相原康人、  
義務教育課長 田中直喜

### 6 傍聴者等数

1名

### 7 会議

14時00分、清家委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の  
有無の確認を行った。

非公開の発議なく公開と決定された。

#### （1）報告

- ・福岡県いじめ防止基本方針の改定について

田中義務教育課長から、いじめ防止対策推進法の制定に基づいて平成  
26年3月に策定した「福岡県いじめ防止基本方針」を、国の基本方針  
が改定されたことに伴い改定するものであること、重要なポイントとし  
ては、いじめ防止基本方針に基づく各学校の取組の実施状況を学校評価  
の項目と位置づけ、達成目標を設定するとともに適切に評価して取組の

改善を図るよう明記したこと、教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは法律違反であること、いじめの解消の定義を「いじめにかかる行為が少なくとも3か月やんでいることを確認すること」及び「その間被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」としたことであるとの説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

- ・教育費予算に対する意見の申出について（2月補正・国補正予算分）

山口財務課長から、平成30年2月定例県議会に提案される平成29年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

今回の補正予算は、総額3億7,827万3千円で、特別支援学校のトイレの改修を行うものであり、約7か月の工期を要することから次年度に繰越しを行うとの説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から、トイレの改修の具体的な内容について質問があった。

これに対して、松永施設課長から、築30年以上が経過して老朽化したトイレを改修の対象としており、排水施設を更新したり、和式便器を洋式便器に変更したりするものであるとの説明があった。

次いで、清家委員長から、特別支援学校以外の学校施設も改修の対象となるのかとの質問があった。

これに対して、松永施設課長から、国の補正予算に係る補助金を財源としており、補助対象が小・中・特別支援学校に限定されていることから、今回は特別支援学校の改修を行うとの説明があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

- ・教育費予算に対する意見の申出について（平成30年度当初予算）

山口財務課長から、平成30年2月定例県議会に提案される平成30年度一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、教職員住宅の解体の予算が計上されているが、新しく建設することはないのかとの質問があった。

これに対して、日高総務課長から、第3次廃止計画に基づき老朽化している施設の解体を行っており、今後建設する予定はないとの説明があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

谷本社会教育課長から、平成30年2月定例県議会に提案する4つの条例案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

まず、谷本社会教育課長から、「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について説明があった。

本条例案は、経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家北筑後を廃止するものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、解体費の見込みについて質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、約6千万円であるとの説明があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

引き続き、平川教職員課長から、「福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例」について説明があった。

本条例案は、学校教育法施行規則の改正により、高等学校及び中等教育学校の後期課程において平成30年4月1日から通級による指導が実施できるようになることから、当該学校において通級による指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員に対して、給料の調整額を支給することができるよう改正を行うものであるとの説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

引き続き、平川教職員課長から、「福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について説明があった。

本条例案は、懲戒処分についてより幅広い選択肢を確保し、職員の非違行為に対して厳正に対処するために、減給額、減給期間及び停職期間の改正を行うものであるとの説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から、改正後の処分内容は何かを参考にして決めたのかとの質問があった。

これに対して、平川教職員課長から、全国的に処分の厳罰化が進められており、他県の処分内容を参考にしたとの説明があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

引き続き、平川教職員課長から、「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について説明があった。

本条例案は、県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い職員の定数を改めるものであり、平成30年度の職員定数は、本県全体では現行の定数に比べて228人増の24,164人、であること、県立中学校、高等学校及び中等教育学校では、高等学校の学級数減少により、現行の定数に比べて37名減の6,218人、県立特別支援学校では、児童生徒数の増に伴う学級数の増加により、現行の定数に比べて55人増の1,922人、市町村立小・中・義務教育学校では、児童生徒数の増減及び学級数の増減や小学校における英語の教科化等により、現行の定数に比べて191人増の15,805人、市町村立特別支援学校では、学級数の増等により、現行の定数に比べて19人増の219人となっている旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久保田委員から、市町村立中学校の定数増減の理由として、学級数の減少が11クラスであるのに対して、生徒数の減少は1,230人となっている理由について質問があった。

これに対して、平川教職員課長から、通常学級の減少は54クラスだが、特別支援学級の増加が43学級となっていることが、生徒数の減少に対して学級数の減少が少なくなっている理由であるとの説明があった。

次いで、宮本委員から、教員の退職及び採用の見込みはどのようになっているのかとの質問があった。

これに対して、平川教職員課長から、定年退職が約450人、早期退職等が約200人、採用が約990人であるとの説明があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

清家委員長が閉会を宣言し、14時30分閉会した。